8　7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。この場合において、国際航海に従事する船舶局にあつては、英文による表記を付記すること。

9　8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10　9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

［削る］

［削る］

［削る］

11　10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

12　11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

13　12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。

14　13の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」、「免許人所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、船舶地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である船舶地球局又は海岸地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。

15　14の欄は、次の区分に従い、記載すること。

［(1)・(2)　略］

8　6の欄は、次によること。

(1)　氏名又は名称の欄は、次によること。

ア　法人団体個人の別の欄は、法人、団体又は個人の区別により該当する□にレ印を付けること。

イ　申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び個人又は代表者名の欄に代表者名を、個人の場合は個人又は代表者名の欄に氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。この場合において、国際航海に従事する船舶にあつては、英文による表記を付記すること。

(2)　住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

9　7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10　8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

11　9の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

12　10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注10の日付指定の場合に準じて記載することとし、義務船舶局の場合は「無期限」と記載すること。

13　11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

14　13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

15　14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

16　15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

17　16の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、船舶地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である船舶地球局又は海岸地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。

18　17の欄は、次の区分に従い、記載すること。

［(1)・(2)　同左］